

## 吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条  
に基づく開示事項)

2025 年 4 月 1 日

LINE ヤフー株式会社

LINE ヤフーコミュニケーションズ株式会社

2025年4月1日

吸収分割に係る事後開示書類  
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都千代田区紀尾井町1番3号  
LINE ヤフー株式会社  
代表取締役 出澤 剛

福岡市博多区博多駅中央街8番1号  
LINE ヤフーコミュニケーションズ株式会社  
代表取締役 鈴木 優輔

LINE ヤフー株式会社（以下「LINE ヤフー」といいます。）及びLINE ヤフーコミュニケーションズ株式会社（以下「LY Comm」といいます。）は、2025年2月6日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2025年4月1日として、LINE ヤフーが、自ら展開するサービスにおけるカスタマーサービス事業及びそのオペレーションに関連した事業をLY Commに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年4月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割の要件を満たすことから、LINE ヤフーに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

LINE ヤフーは、会社法第787条第4項に基づき、新株予約権者に対して公告を行いました。LINE ヤフーが発行している新株予約権について、会社法第

787条第1項第2号に該当するものはないため、同項に従って、LINE ヤフーに対して新株予約権の買取請求を行うことのできる新株予約権者はいませんでした。

iii 債権者の異議（会社法第789条）

LINE ヤフーは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年2月14日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、LY Commの商号及び住所、LINE ヤフー及びLY Commの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定に従って、LY Commに対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

LY Commの株主はLINE ヤフーのみであり、LINE ヤフーはLY Commの特別支配会社に該当することから、会社法第797条第3項の規定による手続は行っておりません。

ii 債権者の異議（会社法第799条）

LY Commは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年2月14日付の官報及び日刊工業新聞にて、吸収分割をする旨、LINE ヤフーの商号及び住所、LINE ヤフー及びLY Commの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

LY Commは、本吸収分割の効力発生日である2025年4月1日をもって、LINE ヤフーから、LINE ヤフーが展開するサービスにおけるカスタマーサービス事業及びそのオペレーションに関連した事業に関する権利義務を本吸収分割に係る吸収分割契約の定める範囲において承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

- (1) LINE ヤフーは、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。
- (2) LY Comm は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

以上